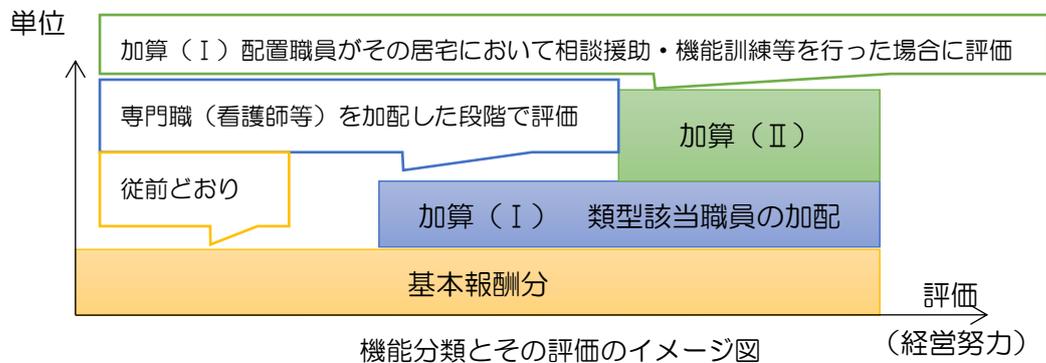


## 1. 通所介護の機能類型化について

- 「通所介護のあり方に関する調査研究事業報告書」(平成 25 年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 平成 26 年 3 月)においては、充実を図るべき通所介護機能の方向性として①認知症対応機能、②重度者対応機能、③心身機能訓練～生活行為力向上訓練機能～、④地域連携拠点機能を掲げているが、その機能の充実を図るべく評価を検討してはどうか。
- なお、同報告書においては、いくつかの要件に該当するものと非該当事業所を分けて記載しているが、該当事業所のサンプルが少ない点にも注意が必要である。併せて、「必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない」ことから、機能類型に注視するあまり、基本的なレスパイト機能等を軽視することがあってはならない。
- これらを踏まえた上で、第 104 回 介護給付費分科会における主な論点「IV 地域における特養の役割」において、特別養護老人ホームにおける人員基準（特に、常勤・専従）について記載があるが、特別養護老人ホームの約半数が通所介護事業所を併設していることに鑑み、併設する通所介護事業所が機能類型に応じた専門職等を加配した場合に加算として認め、さらに当該加配専門職の常勤・専従要件を緩和することによって、地域にその人的資源等を展開するものに資するものとしてどうか。
- 具体的には、例えば看護師等の専門職の加配によって加算（Ⅰ）（以下、加算（Ⅰ）配置職員という）を設け、加算（Ⅰ）配置職員が利用者の居宅に出かけ、相談援助・機能訓練等を柔軟に行うことに対して、加算（Ⅱ）として認めてはどうか。



- このとき、加算（Ⅱ）の算定にあたっては、通所介護事業所が「居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと」を前提としていることに鑑み、加算（Ⅰ）配置職員がその居宅において①相談援助・機能訓練等を行ったか否か等の要件に留め、専従要件は設けないことかどうか。
- 併せて、「通所介護のあり方に関する調査研究事業報告書」では通所事業において、共通して実施推進が必要な機能（土台となる機能）として①アセスメント、ニーズに基づく個別サービス計画立案とサービス実施の PDCA を実施する、②生活機能維持向上の観点からのケア（食事、トイレ、入浴、相談）を実施する、③ケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関、多職種、地域住民等との連携し、利用者の在宅生活機能を支援する、④施設内及び地域環境共に活用し、利用者各人のその人らしい社会性の保持を支援することを掲げており、これらの機能を果たすことについて通所介護を評価する際の指標のひとつとしてはどうか。

## 2. 通所介護事業所における送迎について

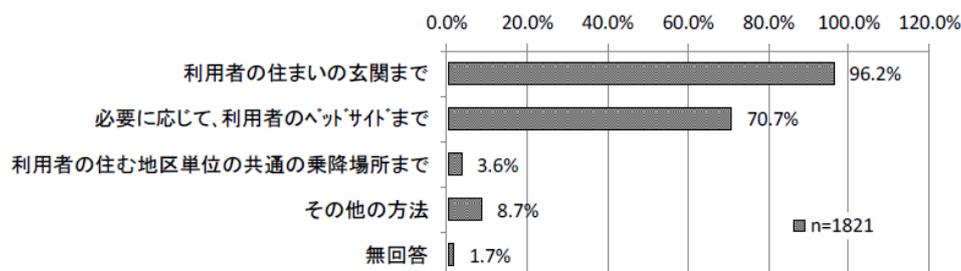
- 平成 18 年度介護報酬改定において、送迎加算が基本単価に包括されている。一方で、送迎の時間・範囲については差があること、送迎にあわせて介護保険外サービスを提供している実態もあることに鑑み、サービス提供時間に含めることや、地域区分とは別に移動時間数の提示による加算、或いは特定の介護保険外サービスであっても付随的に行う必要がある行為について加算とするなど、評価のあり方を検討すべきではないか。

（参考 通所介護のあり方に関する調査研究事業 報告書）

### （2）送迎の実施方法

送迎の実施方法をみると、「利用者の住まいの玄関まで」が 96.2%、「必要に応じて利用者のベッドサイドまで」が 70.7%となっている。

図表 46 送迎の実施方法（複数回答）Q16(1)



（参考 福井県デイ協 平成 26 年 3 月「県内デイサービスセンター事業運営状況等に関する調査」  
調査結果 n=155）

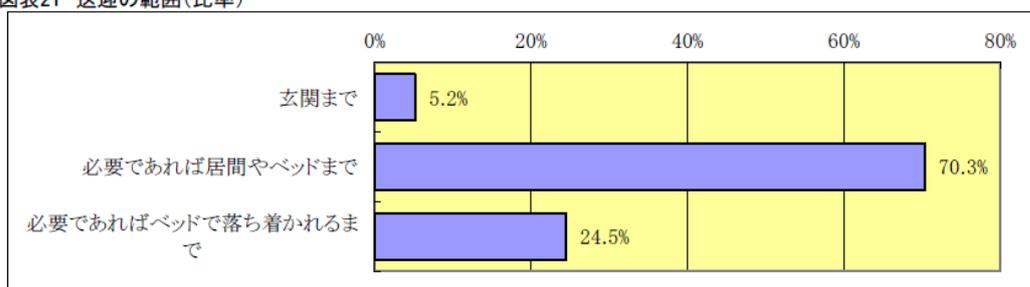
(3) 利用者の送迎

①全ての事業所で送迎を実施しており、送迎の範囲は「必要であれば居間やベッドまで」70.3%が多くなっています。また、送迎時のサービスでは、「電気の点灯・消灯」91.6%や「窓の開閉・施錠」、「ベッドへの移乗」、「火元確認」が多くなっています。利用者宅までの所要時間《最長》は「30分以内」46.5%、所要時間《最短》は「10分以内」98.1%の回答が多くなっています。（図表20～24）

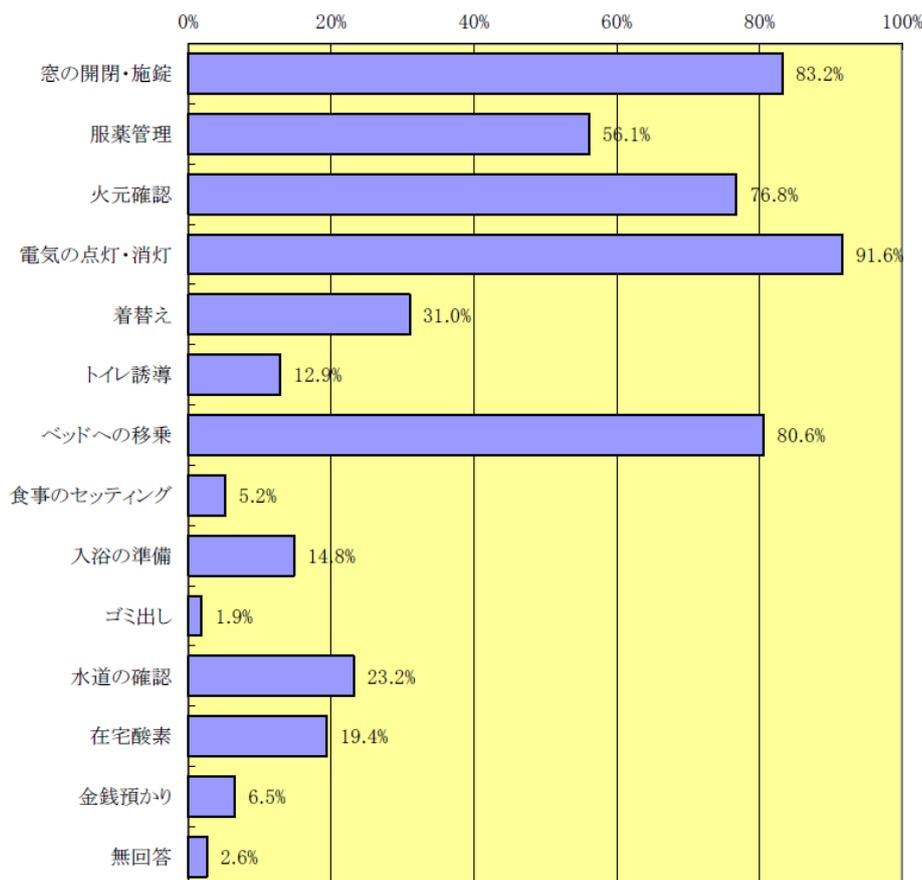
図表20 送迎の実施

	件数	比率
実施している	155	100.0%
実施していない	0	0.0%
無回答	0	0.0%

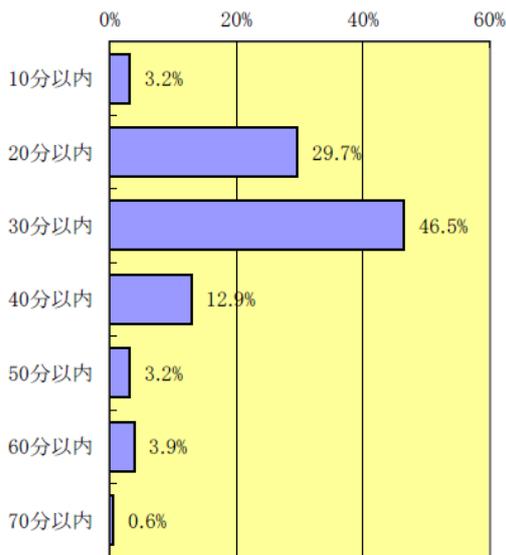
図表21 送迎の範囲(比率)



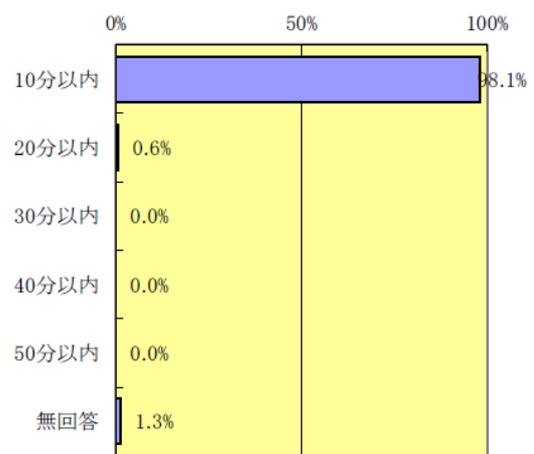
図表22 送迎時のサービス(複数回答、比率)



図表23 利用者宅までの所要時間《最長》(比率)



図表24 利用者宅までの所要時間《最短》(比率)



(参考 青森県デイ協 「平成 26 年度 通所介護に関わるアンケート調査」 n=212)

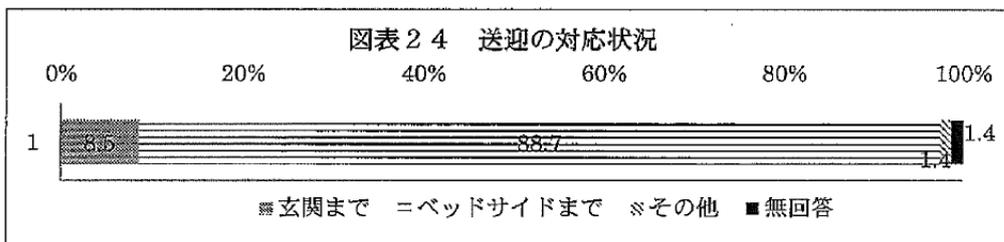
②送迎の実施状況

1) 送迎の実施状況

送迎の実施状況を見ると、99%の事業所が実施しており、「実施していない」事業所は0.5%である。

2) 送迎の対応状況

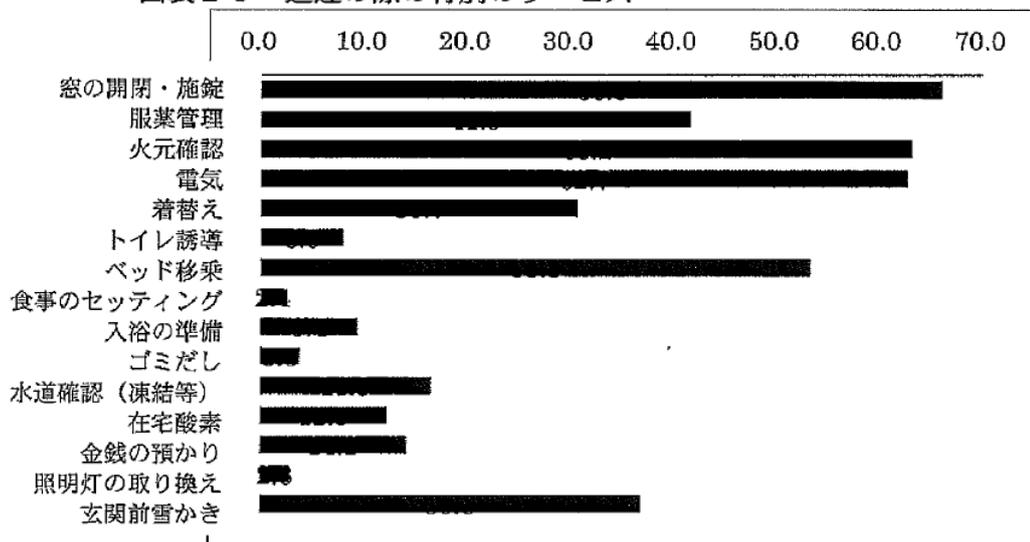
送迎の対応状況を見ると、ベッドサイドまでが88.7%と割合が高い。その他の回答としては「利用者の世帯状況や、区分支給限度額によりケアマネからの要望等支援内容に差があり過ぎる。(HS 導入等)」「本人の身体状況、ご家族の健康状況・生活状況によりベットから離床、着替え後に送迎するケースあり。」



3) 送迎の際の特別のサービス

送迎の際の特別なサービスとしては、「窓の開閉」「施錠」「火元確認」「電気の消灯」といった家の安全確認は 6 割以上の事業所で行っており、「服薬管理」「ベッド移乗」についても個々に対応している。また「玄関前雪かき」も 4 割程度の事業所で行っている。

図表 2 5 送迎の際の特別のサービス



4) 事業所から現在の利用者宅訪問に要する片道の時間距離

事業所から現在の利用者宅訪問に要する片道の時間距離について、各事業所に平均を記入してもらった平均値をみると、「①最長時間」は、「②最短時間」は、「③平均時間」はとなっている。

図表 2 6 片道の時間距離の平均値

①最長時間	約 29 分
②最短時間	約 5 分
③平均時間	約 19 分

（参考 北海道デイ協 平成 26 年 3 月 「デイサービスの運営とサービス向上を考える」 n=1,505）

### 3 サービス内容について

#### （1）送迎時間

送迎車の送迎時間について積雪時とそれ以外の時期の、送り又は迎えどちらか最大の時間

積雪時の送迎時間については 7 割程度の施設で 1 時間～2 時間と回答している。積雪時以外では 30 分～1 時間半と回答する施設が全体の 7 割以上を占めている。最大、最小時間についても積雪時の方が 10 分以上積雪時以外の時期に比べ長くなっている。

#### ○積雪時の最大時間

単位：時間

施設数	～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	無回答	最大時間	最小時間	平均時間
946	13 1.4%	99 10.5%	360 38.1%	301 31.8%	103 10.9%	17 1.8%	5 0.5%	48 5.1%	3 時間	15 分	1 時間 22.7 分

#### ○積雪時以外の時期

単位：時間

施設数	～0.5	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	無回答	最大時間	最小時間	平均時間
946	45 4.8%	337 35.6%	415 43.9%	100 10.6%	14 1.5%	3 0.3%		32 3.4%	2 時間 40 分	4 分	58.6 分

※自由記述欄 一部抜粋

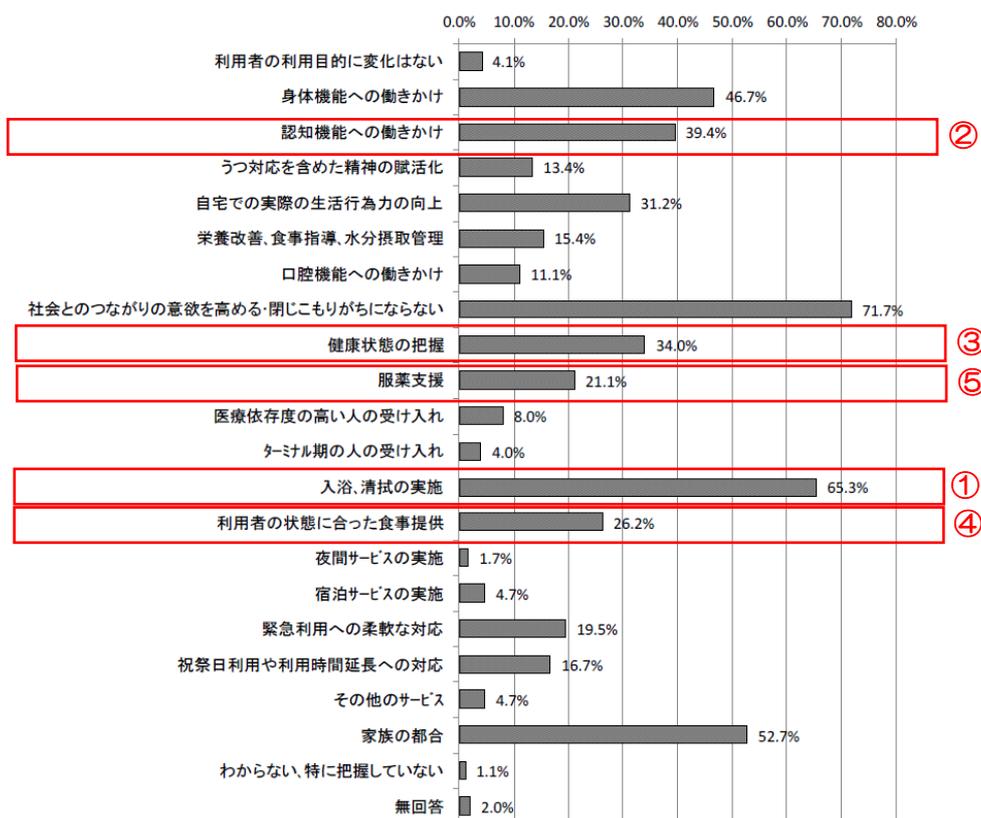
No	
1	冬期間は送迎時、玄関から車庫間の雪かきやストーブの消し忘れ確認を行なっている。また、常に砂を持参し、玄関前等滑る場所には砂をまき、転倒防止に努めている。
2	独居生活の方の支援（服薬確認、施錠、火の元の確認、電気ポット等の確認、冷蔵庫内の確認、除雪作業等）、送迎時間確保のための勤務時間延長
3	特に独居をされているはなれてくらすご家族より希望があり自室まで入りストーブの消し点けを行っています。又、送迎中にサービスについて相談を受けることもあります
4	冬期は毎日 30 分以上早く出社、夏期は朝・夕 30 分毎の残業となっているが、冬は 1 時間毎の残業となり、体力的・経済的負担が大きい。冬は特に一軒家は雪かきは当然、2 人がかりでの車への移動が多い。
5	・内服薬の内服チェック、ストーブ・ガス等の火元確認、窓・玄関等の施錠確認、自宅内の照明の消し忘れ確認、着替え、ご家族様やご利用者様の状態によりベッドや椅子への移乗介助、雪かき、持ち物等の準備。・住宅街が多く道路幅も狭い所（特に冬場は車のすれ違いが困難）が多い為、ご利用者様の送迎をしている間に近所の迷惑とならないようにいつでも車を移動できるように送迎専門のドライバーを雇用している。

### 3. 小規模型通所介護について

- 指定通所介護事業所は、「必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない」と規定されている（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 92 条）。
- 通所介護は多岐にわたる機能をこれまでにも担ってきているが、指定基準のとおり、本質的には単に社会的孤立感の解消のみや、心身の機能の維持のみを以て通所介護事業所と捉えるべきではない。
- その意味で、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持といった通所介護事業所として当然備えているべき機能に加え、例えば下表のうち、利用者及びその家族からの要望に沿うことは、「利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減」に資するものであると考えられる。

（参考 通所介護のあり方に関する調査研究 報告書）

図表 162 増えている通所介護サービスの利用目的（最近半年間）（複数回答）Q24 n=1,821



- この点、小規模型通所介護 3～5 時間のサービス提供が「利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る」ことに資するものであるか否か、議論の余地があ

るのではないか。

- 以下のとおり上記の「増えている通所介護サービスの利用目的」、すなわち「利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る」ことについては、他の事業所と比べて低い。

(参考 通所介護のあり方に関する調査研究 報告書)

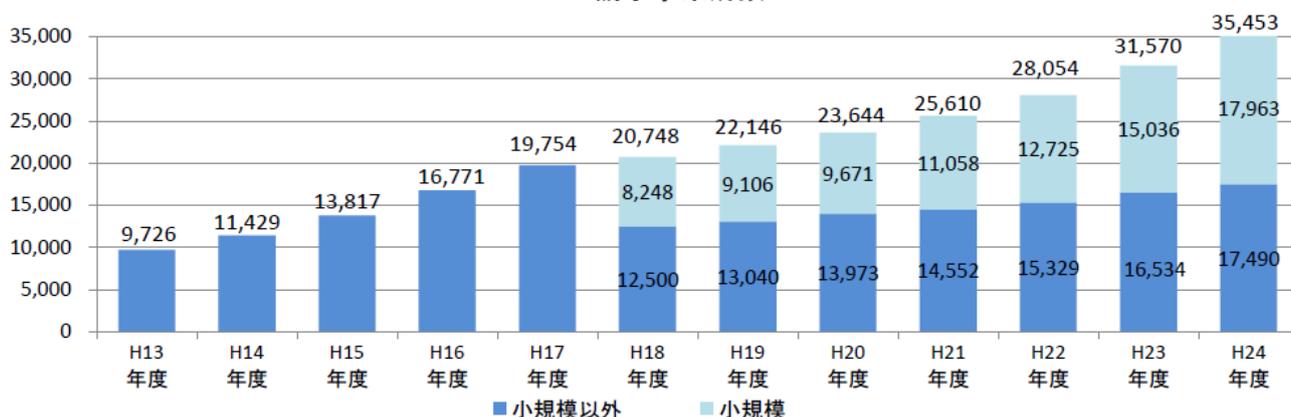
図表 34 事業実施形態別 実施している機能（複数回答） Q14

	合計	Q14 実施サービスで取組んでいるもの										
		身体機能への働きかけ	認知機能への働きかけ	うつ対応を含めた精神の活性化	自宅での実際の生活行為力の向上	栄養改善、食事指導、水分摂取管理	口腔機能への働きかけ	社会とのつながりの意欲を高める・閉じこもりがちにならない	健康状態の把握	服薬支援	医療依存度の高い人の受け入れ	
全体	1821 100.0	1311 72.0	② 1180 64.8	437 24.0	986 54.1	788 43.3	973 53.4	1391 76.4	③ 1576 86.5	⑤ 1207 66.3	309 17.0	
Q7 実施事業の形態	小規模：3時間以上5時間未満	126 100.0	117 92.9	44 34.9	31 24.6	83 65.9	14 11.1	31 24.6	91 72.2	86 68.3	13 10.3	2 1.6
	小規模：5時間以上7時間未満	171 100.0	115 67.3	109 63.7	42 24.6	86 50.3	64 37.4	93 54.4	131 76.6	152 88.9	125 73.1	16 9.4
	小規模：7時間以上9時間未満	264 100.0	173 65.5	179 67.8	72 27.3	140 53.0	137 51.9	152 57.6	192 72.7	222 84.1	174 65.9	35 13.3
	通常規模：5時間以上7時間未満	180 100.0	129 71.7	97 53.9	26 14.4	89 49.4	65 36.1	81 45.0	140 77.8	153 85.0	117 65.0	26 14.4
	通常規模：7時間以上9時間未満	328 100.0	234 71.3	211 64.3	72 22.0	169 51.5	142 43.3	181 55.2	248 75.6	287 87.5	235 71.6	68 20.7
	大規模（Ⅰ）（Ⅱ）	103 100.0	77 74.8	72 69.9	24 23.3	55 53.4	44 42.7	54 52.4	82 79.6	96 93.2	73 70.9	23 22.3
	小規模：いずれも	185 100.0	118 63.8	137 74.1	48 25.9	99 53.5	97 52.4	108 58.4	144 77.8	165 89.2	135 73.0	28 15.1
	通常規模：いずれも	203 100.0	160 78.8	151 74.4	51 25.1	118 58.1	106 52.2	124 61.1	158 77.8	181 89.2	152 74.9	52 25.6
	その他	246 100.0	177 72.0	172 69.9	68 27.6	140 56.9	110 44.7	136 55.3	193 78.5	221 89.8	169 68.7	54 22.0
		合計	Q14 実施サービスで取組んでいるもの									
			ケア期人の受け入れ	入浴、清拭の実施	利用者の状態に合った食事提供	夜間サービスの実施	宿泊サービスの実施	緊急利用への柔軟な対応	祝祭日利用や利用時間延長への対応	その他のサービス	無回答	
全体	1821 100.0	228 12.5	① 1544 84.8	④ 1325 72.8	64 3.5	138 7.6	845 46.4	709 38.9	50 2.7	21 1.2		
Q7 実施事業の形態	小規模：3時間以上5時間未満	126 100.0	1 0.8	9 7.1	4 3.2	0 0.0	9 7.1	10 7.9	2 1.6	2 1.6		
	小規模：5時間以上7時間未満	171 100.0	10 5.8	153 89.5	124 72.5	2 1.2	5 2.9	57 33.3	7 4.1	1 0.6		
	小規模：7時間以上9時間未満	264 100.0	22 8.3	243 92.0	197 74.6	23 8.7	48 18.2	130 49.2	102 38.6	9 3.4	2 0.8	
	通常規模：5時間以上7時間未満	180 100.0	17 9.4	155 86.1	143 79.4	1 0.6	3 1.7	84 46.7	52 28.9	3 1.7	3 1.7	
	通常規模：7時間以上9時間未満	328 100.0	49 14.9	301 91.8	262 79.9	7 2.1	13 4.0	169 51.5	140 42.7	3 0.9	5 1.5	
	大規模（Ⅰ）（Ⅱ）	103 100.0	26 25.2	95 92.2	91 88.3	2 1.9	5 4.9	64 62.1	50 48.5	1 1.0	0 0.0	
	小規模：いずれも	185 100.0	21 11.4	166 89.7	140 75.7	19 10.3	39 21.1	108 58.4	96 51.9	10 5.4	2 1.1	
	通常規模：いずれも	203 100.0	43 21.2	189 93.1	167 82.3	3 1.5	8 3.9	103 50.7	105 51.7	3 1.5	3 1.5	
	その他	246 100.0	34 13.8	220 89.4	186 75.6	7 2.8	17 6.9	114 46.3	96 39.0	11 4.5	2 0.8	

- 特に 3～5 時間の短時間サービスを提供することが多い小規模型通所介護においては、その給付費が増大している。利用定員が 18 人以下の小規模型通所介護は、平成 28 年度に地域密着型通所介護等に移行となることも含め、効率化の観点から見直しが必要と考えるが、どうか。

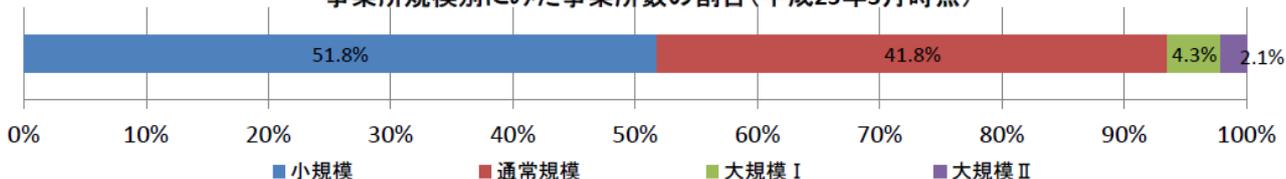
（参考 第 100 回 社会保障審議会 介護給付費分科会 資料）

請求事業所数



注) 各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

事業所規模別にみた事業所数の割合(平成25年3月時点)



※前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・300人以内:小規模 750人以内:通常規模 900人以内:大規模 I それ以上:大規模 II

#### 4. お泊りデイサービスについて

- 本来、宿泊を伴う介護サービスは短期入所生活（療養）介護や小規模多機能居宅生活介護（複合型含む）で行い、それらの機能を含めた介護サービス計画（ケアプラン）の中で位置づけられて実施されることが、在宅生活の継続支援のためには必要であると考えられる。
- しかし、宿泊機能を想定していない通所介護において単に夜間の預かりのみをすることは、利用者の生活の質を下げる可能性もある。
- 通所介護のあり方に関する検討会報告書の内容も踏まえ、むしろ、お泊りデイサービスを利用しなければならない世帯の状況、背景等の実態をまずは把握し、制度の狭間にあるこうしたサービスを利用しなければならないことについて、国民的な議論が必要と考えるが、どうか。

図表 124 事業実施形態別 宿泊サービスの実施状況（単数回答）Q37

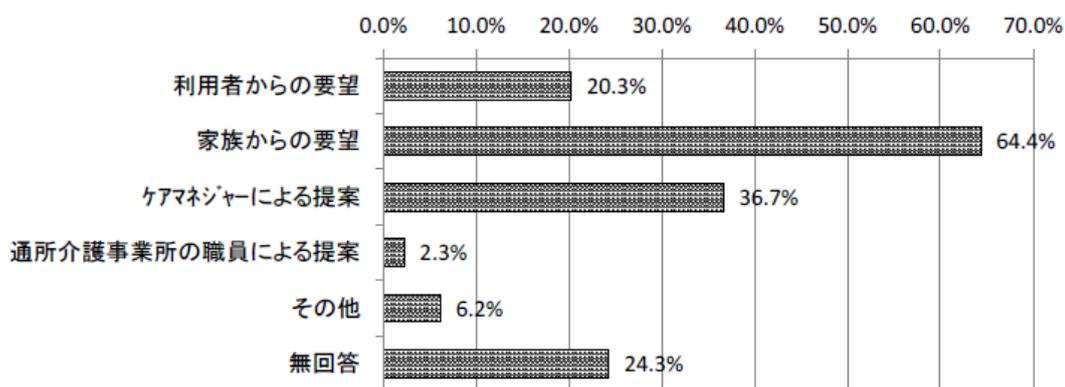
	合計	Q37 宿泊サービスの実施有無			
		実施している	実施していない	無回答	
全体	1821 100.0	177 9.7	1617 88.8	27 1.5	
Q7 実施事業の形態	小規模：3時間以上5時間未満	126 100.0	2 1.6	122 96.8	2 1.6
	小規模：5時間以上7時間未満	171 100.0	8 4.7	162 94.7	1 0.6
	小規模：7時間以上9時間未満	264 100.0	59 22.3	200 75.8	5 1.9
	通常規模：5時間以上7時間未満	180 100.0	9 5.0	168 93.3	3 1.7
	通常規模：7時間以上9時間未満	328 100.0	14 4.3	309 94.2	5 1.5
	大規模（Ⅰ）（Ⅱ）	103 100.0	1 1.0	102 99.0	0 0.0
	小規模：いずれも	185 100.0	45 24.3	138 74.6	2 1.1
	通常規模：いずれも	203 100.0	16 7.9	183 90.1	4 2.0
	その他	246 100.0	23 9.3	219 89.0	4 1.6

図表 152 平成 25 年 11 月 1 か月間に宿泊した利用者の  
認知症高齢者の日常生活自立度別の実人数 （数値回答） Q40(3)

	n	%
認知症なし	38	6.7
I	52	9.2
II a	74	13.1
II b	84	14.9
III a	93	16.5
III b	20	3.6
IV	41	7.3
M	52	9.2
わからない	109	19.4
合計	563	100.0

※利用者のうち、約 4 割が認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上となっている。

図表 157 宿泊サービスの利用経緯（平成 25 年 11 月 1 か月間）（複数回答） Q46 n=177



※宿泊サービスの利用経緯として、家族からの要望が 7 割近くを占めている。